

9月の支出(図書、備品、慶弔、飲食除く)

138,200円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

印刷代(用紙代・インク代)	70,280円
交通費(駐車場、燃料代)	9,801円
会場費	700円
通信費(折込代、携帯電話代)	57,419円
支出計 25/9/1～25/9/30	138,200円
市議会議員には、月65,000円の政務活動費が支給	

市政を考える 月刊武松

発行日
25/10/1

第230号

19500部発行

たけまつ ただし
頒布責任者：武松 忠(市議会議員)

使用料等の見直しについて

9月定例会に提出後、取下げに

市議会9月定例会で提案された貸室等使用料の引上げ議案(約2000万円の収入増)が、付託された常任委員会での審査で継続審査となり、その後、議案の取下げとなりました。そこで、議案の基になった6/12の総務常任委員会に報告された使用料等の見直しの考え方等を改めて説明します。

受益者負担の適正化に係る取組状況について

※手数料の記述は省略

■目的

使用料について、一定の基準に基づいて受益者が負担する額を算定し、適正な料金設定とすることで、サービスの受益者である利用者と未利用者との負担の公平性を確保するとともに、適正な財源の確保を図る。

■取組概要

受益者負担の在り方に関する基本方針(2018年4月策定、2023年4月改訂)に定めた使用料及び手数料の算定方法(原価算定方式)に基づき、対象の使用料について、原則、直近3年間(2021～23年度)の経費を調査し、受益者が負担する額を算定する。

(1)調査対象となる使用料

43施設 条例により設置されている施設の使用料

(2)算定方法

使用料 = 原価×性質別分類による受益者負担割合

原価に算入しない経費

・土地の取得に係る経費

土地は、時間の経過によって価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため

・施設の建設に係る費用(減価償却費を含む)

公の施設は「市民全体の財産」として誰もが利用でき、受益者となり得るものであるため

・臨時的な対応に伴う経費

災害時対応など臨時的に提供するサービスに係る費用は、本来、提供するサービスとは目的が異なるものであるため

なるものであるため

・受益者が特定されている費用

施設で実施する講座等で使用する教材などに係る費用は、講座等の利用者が負担するものであるため

性質別分類による標準的な受益者負担割合と施設例

←選択的 ↑公益的 必需的→
 ↓私益的

【C】50% 観光施設・ 生涯施設等	【B】25%	【A】0% 道路・学校等
【F】75% スポーツ施設等	【E】50% 会議室・ホール 等	【D】25%
【I】100% トレーニング室 等	【H】75%	【G】50% 斎場・幼稚園・ 市場等

(3)料金の見直しについて

ア 見直し対象

使用料は、現行料金と原価に性質別分類による受益者負担割合を乗じた額を比較して概ね±10%を超える乖離がある場合に見直しを検討する。

イ 見直しを行わないもの

法令の規定で定められている料金、県内で統一料金の申し合わせがされているもの、原価算定方式による計算が適さないもの及び特別会計等、独立して経営管理を行っているものは見直しを実施しないが、経費の削減や収入の増加に引き続き取り組むものとする。

ウ 料金改定にあたり考慮すべき事項(激変緩和措置) 料金改定の際、現行料金より著しく高額となる場合は、現行料金の1.5倍を改定上限とする。

取下げて、どんな議案がいつ出てくるか？

指定学校・通学区域の変更

指定学校の変更や通学学区の一部変更について学区審議会に諮問され答申が市長に提出されました。

諮問の発端は、三の丸小学校区内にマンション建設等が進み、転入・新入児童が増える可能性があること。そのため教室等が不足し、学区内から入学予定の児童が入学できなくなる可能性が予測されることから、学区の見直しや学区外から三の丸小学校に通っている児童数を抑えるのが主目的です。また、下校時刻にお迎えの路上駐車も問題となっていました。合わせて、工場跡地の宅地開発によるものや間違った通学区域を一部改正するものです。以下その概要をお知らせします。

小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

■背景及び目的

一部の学校で指定学校の変更による児童生徒の増員のため、教室の不足等の問題が生じていることから、小田原市学区審議会からの答申を踏まえ、**指定学校の変更基準等を見直すため**、関係する要綱である「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱」及び「小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱」を改正する。

■改正の内容

- (1) 指定学校の変更の不承認または区域外就学の不承諾の理由に「学校運営に支障をきたす等の事由」を追加する。
- (2) 「転居」及び「兄弟姉妹同一校通学」による事由について、現在「卒業まで」としている許可期間を次のとおり変更する。

許可期間(指定学校の変更にて通学している学校に在籍できる期間)

事由	小1～小4	小5・小6	中1～中3
転居	学年末まで	卒業まで	卒業まで
兄弟姉妹同一校通学	兄弟が卒業するまで	卒業まで	卒業まで

■今後の予定

2025年10月～11月

意見公募（パブリックコメント）

2025年12月～26年4月

要綱改正について公表 施行

通学区域の一部改正について

■背景

次の理由により、通学区域の一部改正について、小田原市学区審議会からの答申内容を踏まえて小学校及び中学校の通学区域を改正する。

- (1) 工場跡地の開発に伴い、専用住宅の通学区域が分かれていることへの対応。
- (2) 2018年3月26日付告示第4号「市立の小学校及び中学校の通学区域」により、誤って変更された通学区域を告示前の通学区域に改める。

■改正の内容

- (1) 当該地の通学区域を一体的に「東富水小学校、泉中学校」に変更する。
- (2) 2018年3月26日付告示第4号「市立の小学校及び中学校の通学区域」により誤って変更された箇所を改正する。

■影響

- (1) 地域自治会等の同意を得ていること、また当該地に居住し小中学校に通学する児童生徒がいないことから、影響はない。
- (2) 現在、該当地域から小中学校に通学している児童生徒は13人いるが、全員改正後の学校に通学しているため影響はない。また、誤って変更された通学区域を参考に転居した家庭（2026年4月に小学校入学予定）には、希望する学校への通学について配慮することとする。

■今後の予定

2025年10月 告示

指定学校の変更について、学区審議会の答申が学区を改正するものではなく、学区外からの児童数を抑える方向となり安心しました。

三の丸学区に事業所がある市内事業者等が、学区外から三の丸小学校に通わせていることについて、改善を求める声を聴いていました。

■お知らせ■

11月の月刊武松の発行は都合により中止します。



公式HP
月刊武松パナパナ他



X(twitter)
防災・感染症情報



facebook
日々の情報など



ごみ処理広域化
実施計画



新しい学校づくり
施設整備指針